

捕鯨の倫理

—高知の捕鯨文化をめぐって—

小島優子

(高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門)

Ethics of Whaling

: Whaling Culture in Kochi

Yuko Kojima

*Kochi University Research and Education Faculty,
Humanities and Social Science Cluster, Humanities and Social Science Unit*

Abstract: This paper discusses criticisms of whaling from the standpoint of animal ethics and the ideological and cultural background against which whaling was practiced, especially in Kochi Prefecture. The link between whaling and traditional faith has recently come to be recognized for its importance to environmental protection. In Japan, memorial services for whales have been widely practiced, and the traditional values holding that whaling is an activity showing respect to living creatures has been cultivated.

キーワード：動物倫理，捕鯨，ホエールウォッチング

Keywords: Animal Ethics, Whaling, Whale Watching

はじめに

2019年6月30日に日本はIWC（国際捕鯨委員会）を脱退し、翌7月1日から31年ぶりに商業捕鯨を再開した。IWCは1946年に採択された国際捕鯨取締条約に基づき1948年に設立され、日本は1951年に加入した。国際捕鯨取締条約の前文では「鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序ある発展を可能にする条約を締結する」と記されている。その後1982年にIWCが商業捕鯨の一次停止を決定すると、1987年に日本は南極海や北西太平洋でミンククジラの調査捕鯨を開始し、1988年に商業捕鯨を中断していた。しかし、IWCでは日本を含む捕鯨支持国と反捕鯨国が対立していたことから、日本はIWCから脱退して商業捕鯨を再開することとなったのである。商業捕鯨の再開にあたって、日本は捕鯨を領海と排他的経済水域に限定し、捕獲枠の上限も計383頭としている。2019年7月に日本が商業捕鯨を再開するにあたって、捕獲枠の上限383頭は、前年の調査捕鯨で捕れた数の約6割である。捕獲枠の上限はIWCが開発・採択した科学的算出方法に基づき、推定資源量の1%以下であり、100年間捕獲を継続しても悪影響を与えないと認められたものである。

日本の捕鯨をめぐる状況を踏まえたうえで、本稿では、まず、捕鯨に対する動物倫理学の立場からの批判について検討する(1)。次に、高知県を中心として捕鯨はどのような思想文化的背景のもとに行われていたかについて考察する。捕鯨と伝統的信仰の結びつきは、最近では、環境保護に対する重要性が認識されるようになってきた。日本では鯨に対する供養が広く行われており、捕鯨は生きものに対して敬意を抱いた生業活動であるという価値観が培われてきた(2)⁽¹⁾。さらに、高知県では1989年から開始されたホエールウォッチングと捕鯨との関係について検討する(3)⁽²⁾。この考察を通じて、捕鯨は高知県では文化的背景のもと行われた歴史があり、現在ではホエールウォッチングに継承されていることを明らかにする。

1. 動物倫理

動物倫理は、動物がどのように扱われるべきかを検討する倫理学の一分野であり、①人間を中心とした動物保護の立場と、②動物を倫理主体とみなす考え方がある。まず、①人間を中心とした動物の保護という立場はIWCに支配的な言説を説明するものである。人間が動物を不当に扱うことは動物に対する倫理的侵害ではなく、その過程で他の人間の利益を侵害してしまうことから動物を大切に扱うという義務が間接的に派生したものである。商業捕鯨モラトリアム（一時停止）が行われた背景にあるのは、鯨を保護することによって持続可能な資源を維持するという人間の利益であり、人間中心的な保護主義である。人間中心主義の動物保護は、動物の本質的価値に対する直接的義務ではなく間接的な義務であり、美的な理由で鯨を保護することも正当化する。例えば、ホエールウォッチングは、自然の中で鯨を観察できるという人間にとっての利点があるため正当化することができる。

人間中心的な動物保護に対して、②動物を倫理主体とみなす考え方がある。この動物を倫理主体とする倫理には、功利主義と権利論という二つの立場がある⁽³⁾。まず功利主義は、幸福の最大化を善とする功利主義の原則が動物にもあてはまるとする考え方である。倫理学は人間がどのように行動すべきかを理論づけるものであるが、倫理的主体は「誰」であるかということが問題となる。誰が道徳的地位を持つ倫理的主体であるか、倫理的主体であるための基準は何であるか、ということが倫理的問題として問われる。道徳的地位を持つということは、倫理的に行動できることを意味する。イギリスの功利主義者J・ベンサムは、動物について「問題になるのは、理性を働かすことができるか、話すことができるか、ではなくて、苦しむことができるかである」⁽⁴⁾と述べている。ベンサムに始まる功利主義は、人間のみが道徳的地位を持つ唯一の存在であるという考え方に対して疑問を投げかけ、動物の苦しみを重要視する。ベンサムの功利主義を継承するピーター・シンガーは、動物は苦痛に対する感受性は人間の幼児

と同じくらいあるのだから、動物の苦痛を道徳的に配慮するべきだと述べている⁽⁵⁾。これは人間が動物に不必要な苦痛を与えないようにする義務があるという動物福祉の倫理の考え方である⁽⁶⁾。

動物を倫理主体とする思想のもう一つは権利論である。権利論は、ある種の人格を道徳的地位の基盤として理解する議論である。権利論は「動物の権利」を提唱するトム・レーガン (Tom Regan) の立場であり、動物は生命の主体として固有の価値を持っており、道徳的配慮を受ける権利を持つとする。以下では、動物を倫理主体とする考え方のうち、ピーター・シンガーの功利主義とトム・レーガンの権利論における捕鯨の倫理について考察する。

1. 1 ピーター・シンガーによる「種差別」批判

功利主義者のピーター・シンガーは、鯨を人道的に殺すことはできないと指摘する。鯨は巨大なので爆発銃を鯨の急所に正確に当てることは難しく、鯨はゆっくりと苦痛を感じながら死んでゆく。鯨を殺さなければならないような人間にとって不可欠な必要性はなく、鯨から入手できるもの全ては、残酷な行いをすることなく他の方法で入手できる。それゆえに、重大な根拠もなく罪のないものに苦痛を感じさせることは不正であり、捕鯨は倫理的ではないと主張する⁽⁷⁾。

また、ピーター・シンガーは、鯨は大きな脳を持ち、多様な音声を用いて相互にコミュニケーションを行っている」と指摘する。鯨は喜びや苦痛を感じており、子や群れの仲間を失った際にも同じように苦痛を感じるのであるから、石炭や小麦のような「資源」とは異なると主張する。2018年9月にブラジルで開かれた会合で、商業捕鯨モラトリアムを続行するというブラジルの提案が賛成40、反対27で可決されたことからIWCの目的に変化が生じた。捕鯨はもはや不必要な経済活動となったとシンガーは言う。商業捕鯨モラトリアムを続行するというIWCの姿勢は、大型動物を仕留めることに対する感情的な嫌悪によるものでも、西洋の意見の押し付けによるものでもない。彼によれば、その基盤となるのは鯨類についての科学的知見の発展と、人類を超えて他の種に至るまで道徳的配慮を広げようとする「道徳的進歩」(moral progress)である。「道徳的進歩」はスティーブン・ピンカーが代表的であり、人間の歴史の中で長い年月のあいだに人間の暴力は減少し、今日、私たちは人類が地上に現れて以来、最も平和な時代に暮らしているという思想である⁽⁸⁾。そして、この道徳的配慮は生きとし生けるものに「慈悲」(compassion)の念を抱く日本の仏教のしきたりと一致するとピーター・シンガーは述べている⁽⁹⁾。しかし、日本の仏教では動物が人間に化けて現れる民話に見られるように鯨と人間の命の連続性が考えられたのに対して、西洋思想では人間と動物の命を区別しているという相違がある点については第2節で考察することにする⁽¹⁰⁾。

本稿での立場は、人間を中心として人間を特別な地位に置いたうえでの鯨の保護を行うIWCは、あらゆる生きるものを慈悲のうちに捉える日本の仏教思想とは異なるというものである。というのは、慈悲とは始めは人が他の人に対して行うはたらきであり、物質的にも精神的にも他の人を救って、それによって究極の境地に至らしめる「純粹の心情」⁽¹¹⁾であり、この「行為」も慈悲と呼ばれていた。しかしこのような実践は人間一人の力では実現できないことから、仏の力に頼ろうとし、そこで慈悲が仏の側におかれ、仏が人々を救うために慈悲を垂れるとされた。こうして慈悲は人と人の関係から人に対する仏の働きに移された。このために人と人の間の慈悲は仏の慈悲の模写と解されるようになったとされる⁽¹²⁾。世界創造神を想定する多くの宗教では、たとえ人が神に救われたとしても神と人との間には絶対の断絶がある。それに対して仏教では、仏が人を救った後に人は仏そのものになるので、仏は人を自分と同じものになす故に仏の慈悲は絶対だとされる⁽¹³⁾。このために、人間を中心として他の動物にまで保護対象を広げていこうとする道徳的進歩の立場は、人間一人の力では実現できないことから仏に頼るという受動的な慈悲とは異なっている。

またピーター・シンガーは、商業捕鯨で使われる爆発銃では鯨を一瞬で捕殺することは困難なために、鯨が苦痛

を感じることを指摘している。彼は動物が苦痛を感じるであろうことは、身もだえや叫び声などの行動上のさまざまな兆候や、人間と非常によく似た神経系をもっていることから説明する⁽¹⁴⁾。そして、ほとんどの人間が動物に苦痛を引き起こすことには躊躇しないが、同じ理由で同じような苦痛を人間には与えないという点で「種差別 (speciesism)」主義者だとする。シンガーによれば、救いがたい「種差別」は、生存権の領域を正確に生物種の領域と一致させようとする立場である⁽¹⁵⁾。それに対して、彼は、属する種 (species) だけを理由として動物を差別することは偏見の一形態であり、これは人種差別が不道徳であり擁護できないのと同じように、不道徳であり擁護できないと主張する⁽¹⁶⁾。そして、動物は自分の解放を要求することや、投票やデモやボイコットによって自分のおかれた条件に抗議することができないため、動物解放運動は人間の側に大きな利他主義を要求するものだという。

それに対して、マイケル・A・フォックスは、ピーター・シンガーの「動物の解放」論を批判する⁽¹⁷⁾。まず、①ピーター・シンガーが言うように苦痛の感情があることは、道徳的権利は同じではなく、道徳的権利の必要条件は、自律の能力だとフォックスは主張する。例えば、生涯、痛みを感じる能力が完全に欠如している先天性全身無痛覚症や全身麻酔状態の人はシンガーの主張によれば権利を欠いていることになってしまう。それに対して、道徳的に関連のある人間の特徴とは、自律的な存在が持つ特徴であり、自由に行われし、合理的に選択し決定する能力、創造的である能力、自己実現する能力だということ。②さらにピーター・シンガーは、もし動物の個体数が増大して人間の食料供給を脅かすならばその動物の個体数を制限するのは正当であると主張していることから、人間を人間以外のあらゆる動物に対して道徳的優位な立場においており、彼自身が「種差別」に陥っているとフォックスは批判する。③そこから、人間が生態系バランスの一部であり、そのバランスを保つ責任があるのならば、なぜ人間が植物を食べる食物連鎖の一環をなすだけでなく、肉を食べる食物連鎖の一環をなすとみなされてはならないのかと、シンガーを批判する。

フォックスの述べるように、ピーター・シンガーが「種」の個体数管理を容認している以上、「種」としての鯨を人間と同等に認めて保護することには無理が生じている。シンガーは、人間を特権的地位に据えたいという「種」は同等だと言っているのであるから、人間を中心とした自然に対する態度を捨て去ってはいない。あくまでも下等な「種」に人間が利他主義な態度をとることによって、人間と同等の「種」とみなすという姿勢を見て取ることができる。このような西洋的な生態系のヒエラルキーは、次節でみる日本的な人間と動物との関係とは異なるものである。

バーナード・ウィリアムもピーター・シンガーを批判し、世界を人間の観点から見るということは人間にとって馬鹿げていないと主張する。我々の議論はまったく誰のものでもない観点から導き出せないことから、人間の観念に基礎づけられなければならない。人間は理解すると同時に理解される対象であることから、人間相互の倫理的関係は、常に人間と他の動物との関係とは異なるものにならざるを得ないという⁽¹⁸⁾。シンガーは人種差別主義や性差別主義を種差別主義のモデルとしているが、バーナード・ウィリアムも指摘するように人種差別や性差別は黒人や女性に対する白人や男性による一方的な利害関係ではなく、人間同士は互いに理解すると同時に理解される存在である。それゆえに、人間同士の関係は、人間の動物に対する関係とは異なっている。ピーター・シンガーは、「種差別」を批判するが、シンガー自身も人間であり生存するためには肉食主義者であれ食物を摂取する必要がある。このために、人間の食物の供給を脅かされた場合には動物の個体数を制限することを正当化しなければならず、誰のものでもない観点から議論を行うことができないところに、シンガーの限界がある。

1. 2. トム・レーガンによる動物の権利論

権利論の立場からトム・レーガンは、尊敬に値する鯨の道徳的権利を主張し、鯨は不当に殺されたり傷つけたり

されない権利があるという。ピーター・シンガーの「種差別」批判との相違は、鯨に権利があるのは「種」としてではなく、「個体」としてだとレーガンが主張する点にある。権利論は絶滅の恐れのある「種」の成員だけを特別に保護しようとするのではなく、数の多い動物の個体についても動物の権利を認めて動物を保護する立場である。すなわち、権利論は数が少ないから動物を保護するのではなく、人間を含めた動物がすべて固有の価値を持つ者と等しい価値を持ち、敬意をもって扱われる基本的権利を共有するゆえに、動物を保護するのである⁽¹⁹⁾。この考え方によれば、レーガンが「生命の主体」と呼ぶものに分類できる場合のみ、人間を含めた動物が倫理的であるとみなされる。「生命の主体」とは、欲求や知覚、記憶、自分の将来、喜びや痛みなどの感情を伴う情緒的な生活、自分の欲求や目標を追求ために行動を開始する能力を特徴とする個人だとされる⁽²⁰⁾。

鯨の脳は非常に大きく、大脳新皮質の神経細胞の数は、人間の約100億に対して、鯨は約300億もある。鯨の脳と体の比率は高等霊長類に近く、脳は高度に分化し、皮質の表面は高度に折りたたまれている。これらの理由から、この分野の主要な研究者の一人であるP・J・モルガンは、鯨と人間の脳が備える新皮質の量と質は動物界の頂点に達しているという⁽²¹⁾。L・マリノは、コンピュータ断層撮影技術により鯨類の脳の大きさを計測し、鯨類のうちある種のものはうち類人猿のレベルを超えているという⁽²²⁾。

トム・レーガンとジャミーソンは、鯨は精神的に成熟した存在であり、高度な精神生活を送っているという。たしかに自律性や理性は備わっていないが、それは人間の幼児や老人、知的障害者など我々が本質的な価値があると考えている多くの人間にも同じように欠如している。それゆえに、鯨は彼ら自身の仕方でも本質的な価値を持つ生物であり、鯨という種としてではなく、個々の個体として道徳的権利の担い手だとする⁽²³⁾。鯨の全ての種において、最も強固な社会的絆は母子関係であり、子鯨は少なくとも4か月は母鯨に依存する⁽²⁴⁾。また鯨類は、聴覚・視覚・触覚が発達しており、主にこれらを用いてコミュニケーションを行っている⁽²⁵⁾。またH・ホワイトヘッドは、鯨が非常に社会的な動物であり、文化的な動物であるという事実を挙げている⁽²⁶⁾。こうした知見が鯨類研究の発展から得られるようになった。

さらにトム・レーガンとジャミーソンは、ピーター・シンガーを批判して、「種」ではなく、「個体」に基づいて道徳的地位と価値は基礎づけられるものだという。しかし、彼らは、人間の「人種や性別」と「種」を同等に扱い、「人間固有の価値を信じることを諦める」ように主張するが、鯨に「参政権や好きな教会に通う権利」など人間が持つすべての権利を鯨が持つということではないというところに、やはり鯨を人間とは別の「種」としてみなしているという齟齬が生じている。というのは彼らが鯨に認める権利として挙げている基本的な権利として、例えば、自由、プライバシー、生命、幸福を追求する権利があるが、こうした権利には人類がそれを獲得するために格闘してきた長い歴史があるからである。「人間固有の価値を信じることを諦める」という彼らの立場からは、人間と他の人間、人間と鯨との間に築かれてきた歴史的文化的背景を鑑みることができない。「諦める」と言われている「人間固有の価値」、すなわち、個人の属する歴史的文化的背景こそが、自由や生命、幸福といったものを形作る当のものである。このため、「種」ではなく「個体」として道徳的価値を基礎づけるとレーガンとジャミーソンが言う場合、基礎づけられた価値は空虚であり内容を持たないものにすぎない。

また鯨は環境と調和して生きており、知的生命体が環境と調和して平和に生きるためのシンボルだと彼らは言う。1946年に国際捕鯨取締条約が締結されて以降、我々の鯨に対する考え方は大きく進歩し、人間中心的な倫理による最悪の局面からは解放されたが、まだその名残から完全には解放されていないと言う。このような状況下で、鯨に「敬意をもって扱われる権利」を主張する。このために、鯨の商業利用だけでなく、ホエールウォッチングのようにレクリエーション目的で鯨を利用することも道徳的に容認できないという。黒人のゲットーやゲイ・コミュニティを巡るツアーが彼らの生活そのものを好奇心の対象とすることによって人間性を奪っているのと同様に、ホエールウォッチングは鯨の生活そのものを矮小化する傾向があるとトム・レーガンとジャミーソンは主張する⁽²⁷⁾。この

ような立場は、「人間固有の価値を信じることを諦め」たことによって、むしろ人類が差別に対して闘ってきた歴史を軽視していると考えられる。ホエールウォッチングについては、鯨の自然な行動を尊重して妨げないようにガイドラインを作成する取組が各地で進められており、この点については第3節で考察する。

2. 捕鯨文化と鯨供養

次に、西洋倫理思想と日本の捕鯨文化の相違点について考察する。まず、日本各地に見られる鯨の位牌について考察したうえで、鯨の弔いについて検討する。この考察を通じて、西洋倫理における捕鯨に関する考え方に対して、日本ではどのように捕鯨が捉えられてきたかを明らかにし、鯨と人間の関係性を詳らかにする。

2. 1. 鯨の供養

「捕鯨文化」について、フリーマンは「数世代にわたり伝えられ捕鯨に関連した共有の知識」⁽²⁸⁾と定義する。この「共有知識」は、「コミュニティの人々に共通した伝統や世界観、人間と鯨との間の生態系的（霊魂も含む）および技術的な関係の理解、特殊な流通過程、それに食文化など、数多くの社会的、文化的諸要件により構成されている。日本の捕鯨文化において人々が共有する遺産は、長い歴史をもつ伝統に根ざしている。その意味において捕鯨文化の基本は歴史性であり、鯨や捕鯨にまつわる神話や民話その他の物語とつながっている」⁽²⁹⁾。捕鯨文化は、日本では仏教や神道の祭りや、さらに民話の中で文化に根付いてきた。特に歴史的に捕鯨が行われてきた高知県の捕鯨文化について検討を行う。

日本では約4000～6000年前の青森県の三内丸山遺跡から鯨骨が出土している。縄文時代には日本沿岸の複数の縄文遺跡から鯨骨が出土していることから、海岸に漂着した鯨を消費していたと考えられている⁽³⁰⁾。江戸時代以降、人が殺生に関わった生き物を祀った供養碑が増えているが、特に鯨を対象にしたものが全国的に多い⁽³¹⁾。特に高知では、鯨は海の神様のように大きな生き物であるので供養しなければならないと信じられ⁽³²⁾、鯨は神として崇拝されてきた⁽³³⁾。鯨供養は、鯨が捕れたことを海の神と鯨に感謝する日本土着の信仰であったと考えられる。このような動物供養の慣習は、若林によれば、「動物と人間の生命の連続性という古代日本人の持つアニミズム的自然観の上に、仏教の殺生戒・輪廻思想の影響による殺生罪業観が積み重なることによって生まれた」とされる⁽³⁴⁾。仏教は戒律として殺生を禁止していたので、生き物を殺すと必ず仏罰を受けるとして、肉食を禁じた。仏教伝来により天武天皇が675年に発した肉食禁止令以来、牛・馬・犬・猿・鶏などの肉は食用にしなくなった⁽³⁵⁾。しかし、鯨は海の魚と認識されていたのでその後も鯨の食用に抵抗はなかったのである。近世後期の『魚類集』にも世美、鯨、座頭、真甲、小鯨、津知鯨、長須の六種の鯨が描かれている（図1参照）。

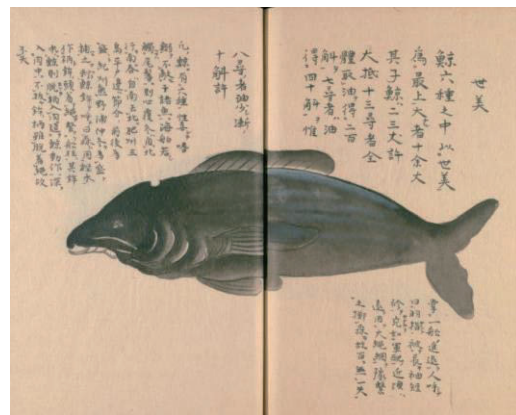


図1 『魚類集』(国会図書館デジタルコレクション)

室戸の突き取り捕鯨は寛永元年（1624）に始まり、浮津組と津呂組という二つの鯨組が、和歌山県太地町から網掛け捕鯨を教えてもらうことで飛躍的に発展した。高知県室戸市の中道寺は浮津組の当本の宮地家の菩提寺であり、天保11年（1840年）に鯨供養の位牌が造立された（図2参照）。この位牌は、宮地氏が寛政12年（1800年）から天保8年（1837年）までに千頭の鯨を捕った菩提のために、中道寺に供養したものである⁽³⁶⁾。位牌は正面の大き

な位牌は1mに及ぶものであり、表の中央に「南無妙法蓮華經 鯨魚供養」と記されている⁽³⁷⁾。室戸市には、この位牌について「鯨一千頭の位牌」という民話が伝えられている。ある日、中道寺の住職のもとに鯨が十七・十八の美女に化けて現れて、明後日に宮地氏の網にかかって死ぬさだめだと言って、後世の回向を頼んだ。中道寺の住職はこのことを宮地氏に語ったところ、宮地氏も捕獲してきた鯨の供養のために中道寺を再興して田地などを寄付して朝夕の勤めを頼んだということである⁽³⁸⁾。鯨が人間に化けて回向を住職に依頼するということに、日本において人間の生命と動物の生命とが連続して捉えられている思想を見ることができる。



図2 中道寺 鯨供養の位牌 (筆者撮影)

(中央 裏)

宮地氏捕鯨自寛政庚申天保丁酉凡及
一千因為其鑄鐘寄附中道寺猶託余讀誦妙
經五十部以設供養仰願鯨鯢速脱患苦疾證
得菩提乃至法界利益無窮
天保十一年庚子二月涅槃忌神力山日凝稽
首欽言

(中央 表)

南無釈迦牟尼佛 有情非情法界平等
南無妙法蓮華經 鯨魚供養
南無日蓮大菩薩 一乘法雨率土充治

(左)

南無妙法蓮華經 奉供養八大龍王
為鯨魚出離生死

(右)

南無妙法蓮華經 法界萬靈

2. 2. 孕み鯨の弔い

鯨を解剖して雌鯨の腹から胎児が出てきた時には、胎児を弔う風習が日本各地にあった。高知では、鯨の胎児を①埋葬する方法と、②水葬する方法があった⁽³⁹⁾。①埋葬の場合、昔は襦袢を着せて海岸の砂を深く掘って埋葬していた⁽⁴⁰⁾。その後、鯨の胎児を裸体のまま洗米と清酒を供えて祭り、埋葬して七日間は番人をつけて掘り返されるのを防止したとされる。②水葬の場合は、胎児が雄の時は、一番羽指の妻の赤い腰巻に包み、雌の場合は、一番羽指の羽織で包んで、引き潮に乗じて沖に流れるように葬った。この胎児の弔いは、古式捕鯨が終焉を迎えようとする明治39年(1906年)まで続けられたという。

室戸で捕鯨の大漁祝いなどの宴席で歌われた「鯨舟唄」は、「三国一じゃ 仔持ち取りすました でかしたでかした」という歌詞で始まる⁽⁴¹⁾。津呂組では、初鯨が上がった時に「鯨舟唄」を歌って沖に向けて竜宮にお神酒と洗米を供えていた。「孕み鯨」や「子持鯨」を捕った時も同じように「鯨舟唄」を歌って子持ち祝いをしたが、この場合には鯨の供養を意味しており、「孕み鯨」の場合はその後で胎児の弔いが行われた⁽⁴²⁾。「孕み鯨」を捕獲した際には

漁夫の心情から鯨は埋葬されていたが、親子連れの親子鯨を捕獲した際には子鯨は売却されていた⁽⁴³⁾。現在でも「鯨舟唄」は、室戸浮津組の氏神である浮津八王子宮における秋の大祭で毎年歌われている。秋祭りの山車「鯨舟」の作り物に神輿を載せて、氏子が曳き練りながら家々をまわる際に歌う曳き唄として、捕鯨文化は地域に継承されている。「鯨舟唄」は高知だけでなく、紀州など日本各地で歌われているものと共通である⁽⁴⁴⁾。

「孕み鯨」は、これから生まれるはずだった胎児のことを漁師が不憫に思い、生まれてくることができなかつた鯨の祟りを恐れて胎児の供養が行われたと考えられる。生まれた子であっても殺生であることには変わりはないが、生まれてくることができなかつた存在に対して、漁師が胎児に負い目を感じていた。不幸が起こった際には、無意識のうちに鯨の祟りを恐れたことから厚く供養がなされていた。このために当時、クジラが死に際に荒れ狂うときには、各船の羽刺が一斉に「ジョウラクジョウラク」と唱えており⁽⁴⁵⁾、仏教用語の常楽と唱えることで、死んでゆく鯨に畏敬の念をもってたとされる。

孕み鯨が人間に化けて夢枕に立ったという民話は日本各地にある。室戸の民話では、武士の川中吉左衛門が鯨捕りの指揮を命じられた夜、その夢枕に鯨が一人の美しい女に化けて立った。女性は吉左衛門に、自分はもうすぐ子供を産むので鯨捕りの日を伸ばしてください、子供が産まれたらいつでも命を差し上げますから、と頼んだ。しかし吉左衛門はそのことを忘れて鯨を捕獲した。すると、その夜にまた女が血塗れた姿で夢に現れて子供が広い海を知らずに死んだことを嘆いた。翌朝、吉左衛門が鯨浜に行くとき孕み鯨があったので、洗米やお神酒を供えて鯨の胎児を葬り、七日七夜は心無い人間や獣に荒らされないように番人を立てて守った⁽⁴⁶⁾。

若林によれば、捕鯨の際に「孕み鯨」を対象外とするのは、これらを怠れば「不作、不漁という厄災」に見舞われるからだとする。さらに「厄災（祟り）」として、「生まれてくる子供鯨までも殺してしまうことが同じ生命に貫かれている人間と鯨の繋がりを断ってしまうこと」を意味しているために、「当然の報い」と考えられていた。ここには、「人間と動物との共生的関係」を見て取ることができる⁽⁴⁷⁾。また、伊勢田は「供養の倫理」を「ケアの倫理」として捉えており、「自らのために犠牲をはらってもらった」ことにより、「有り難さの気持ち」が人を動かして「犠牲に報いる責任」が発生するという⁽⁴⁸⁾。このように考えるならば、捕鯨文化の中で鯨供養は人間と動物との共生的・相互的な関係の中で、人間は鯨によって生かされていたと捉えることができる。鯨は人間に化けて出てきたり、孕み鯨の祟りを恐れたりするのは、人間と動物とが同じ生命の繋がりの内にあるとみなされている。

また土佐清水では、捕獲した鯨が胎児を孕んでいるときは、胎児を赤い布で包んで厚く吊い、石地蔵を建てて供養する風習が漁師の中にあつたとされる⁽⁴⁹⁾。土佐清水市の海蔵院には文化9年(1812年)に捕鯨経営者の奥宮正敬氏によって造立された鯨供養地蔵があり、「為鯨供養也」と記されている(図3参照)。土佐清水市の^{えびす}戎神社には1813年に建てられた法界万霊地蔵がある。双方とも鯨の胎児のために建てられたものであるかは明らかではないが、両方の地蔵は鯨供養のために建てられたものである。戎神社は大漁祈願の神を祀っており、大漁祈願の祈りと同時に鯨の供養が行われている。

室戸でも浮津組の『土佐室戸浮津組捕鯨史料』では、不漁の際にはエビス祭にご祈祷をしたという記録が残されている。「鯨場不漁ニ付、恵美須祭料銀三枚、御仕置ヨリ、遣ハ



(正面)

組 呂 津

奥宮 正敬 立之	施主 鯨方 當本	為鯨 供養 也	へん ろみ ち 文化 九壬 申年
----------------	----------------	---------------	---------------------------------

(右側面)

海蔵院
住法
印祐
天

図3 窪津 海蔵院 鯨供養地蔵 (筆者撮影)

サレ候ニ付」(享和一年十二月十二日)⁽⁵⁰⁾と記されており、エビス祭に鯨の大漁祈願が行われていた。エビス神は庶民の生業を守護し、福利をもたらす福神である。釣竿を持ち、鯛を抱えた漁民の姿をしており、異郷から漁運をもたらすために顕現した神だとされる⁽⁵¹⁾。エビスは豊漁をもたらす神であり、鯨はエビス神のもたらす豊漁のシンボルと捉えられていた⁽⁵²⁾。漁師たちが漁に出ているときは、家族たちが漁神にお参りに行き、漁師が帰ってきたら願ほどきと言って漁神にお礼参りをしたとされる⁽⁵³⁾。

漁村部ではエビス神は豊漁を願う漁神とされ、大漁祝いや不漁の際のご祈祷など熱心に信仰されてきた⁽⁵⁴⁾。高知県柏島では、大漁の時は漁師が魚の生き血を「えべっさん」と呼ばれるエビス神像に塗って祝う信仰が行われていた。柏島の住民によれば、「えべっさん」は「守り神」であり、以前はあじろの浜の網小屋の南側の小屋に「えびす・大黒」の石像が鎮座していた。魚が捕れたら大漁を祝って魚の鮮血を「えべっさん」に塗り、酒や団子を供えて手を合わせて感謝していたという話である⁽⁵⁵⁾。

柏島では野中兼山が築港の差配と監督を終えて離島した際に、寄宿していた護念寺の住職三本栄喜坊に木造の「エビス・大黒」の二像を置き土産として与えた。野中兼山は、不漁の際にはこの二像に祈願せよと告げた。その百年後、不漁が続いていた時、当時の護念寺の住職三本秀岸は夢で野中兼山に会い、近年の不漁は漁民が漁を怠っているからだ、大国主と事代主の二尊像を与えるので島の山下に置いて漁民が怠らないようにせよと言われたという。夢から覚めて海浜で二尊像を拾い、島の山下に奉った。その後、島民は喜んで尊像を崇敬して最鮮を牲とし、魚の鮮血を手に染めて神像を塗り、漁業の盛衰は神像鮮血の乾否で占うことができたという。『土佐名勝志』(1921年)には、柏島外の漁民らもこれを羨んで盗み去り、大漁を祈ることはしばしばとなったので、現時は改めて一大石像として島の漁神としたと記されている⁽⁵⁶⁾。「エビス・大黒」の二像のうち大黒像は失われて現在は新しい木像が野中神社に鎮座している。エビス神像は柏島稲荷神社のお宮の中に残されている(図4参照)⁽⁵⁷⁾。和泉國泉南郡佐野町のエビス社では祭神ごとに神体を赤く塗り替えたことが行われていたが、これは柏島で行われていたように、魚の鮮血を牲にするこの名残ではないかと中山は指摘している⁽⁵⁸⁾。日本の漁村では大漁を「守り神」に感謝して祝うという祭りが各地で行われていたと考えられる。ここには、人間もまた魚や鯨と同様に海と自然の中で生かされているものとして神に感謝を捧げるといふ、自然の中での人間と神との関係性を見て取ることができる。



図4 柏島 エビス像 (筆者撮影)

3. 高知のホエールウォッチングと捕鯨～「捕鯨」から「観鯨」へ

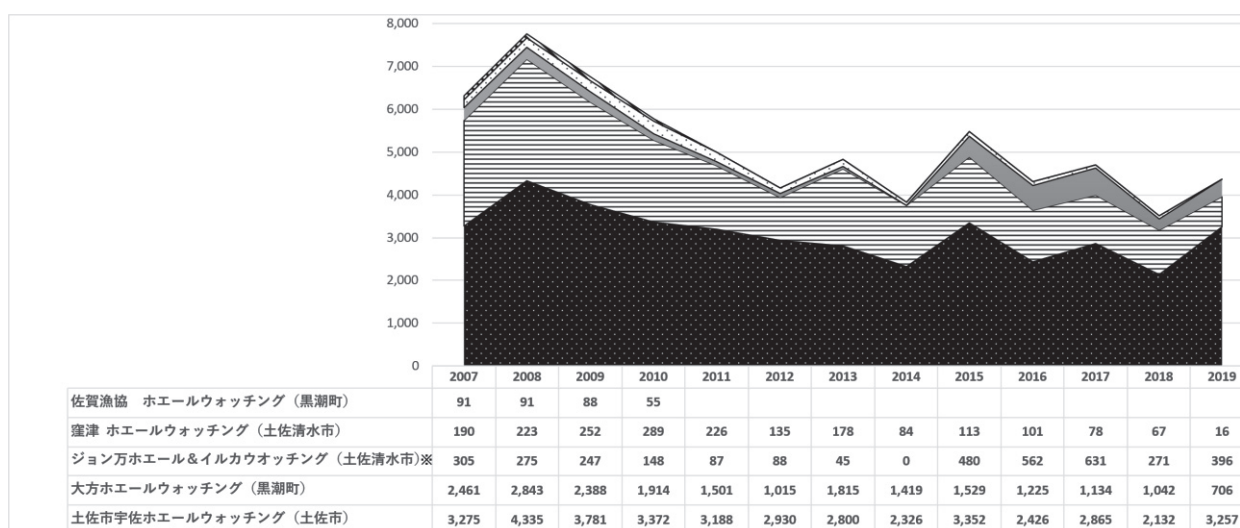
ホエールウォッチングはカリフォルニアで1955年に始まり、その後1990年代に入ってから15年間で約90か国に普及した。アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、イギリスなど捕鯨を行っていた国はすべて、1970年代のはじめを転機として捕鯨をやめ、その多くが20～30年の歳月を経てホエールウォッチング事業を築いた⁽⁵⁹⁾。日本では1988年に商業捕鯨が中止され、同年に小笠原でホエールウォッチングが始まった。その後日本では1990年代を通じてホエールウォッチングが成長していった⁽⁶⁰⁾。高知県を含めてホエールウォッチングの多くは捕鯨が中止されたところから始まったが、捕鯨とホエールウォッチングとが相容れないのではないかとこの点

や、ホエールウォッチングは鯨にとって倫理的であるのかといった点が検討課題となっている。

3. 1. 漁業者によるホエールウォッチングの始まり

商業捕鯨の停止後、高知では「捕って食べる鯨」から「観て楽しむ鯨」へと鯨と人間の関わり方は変わってきた⁽⁶¹⁾。高知県のホエールウォッチングは、1989年5月に室戸沖で開始され、同年8月に大方町が続いた⁽⁶²⁾。ホエールウォッチングの対象は室戸沖ではゴンドウクジラ、土佐湾ではニタリクジラやマッコウクジラである。高知県のホエールウォッチング事業者は基本的に漁業との兼業である⁽⁶³⁾。宇佐でも沿岸漁業が不振な中で、1995年に漁業者による調査が初めて行われて結果が良好であった。このため、1996年4月に宇佐漁協のバックアップのもと、宇佐ホエールウォッチング協会が組織された⁽⁶⁴⁾。

表1 高知県ホエールウォッチング利用実績



※ 2015年より集計元変更。2017年以前は足摺ホエールウォッチング。
 (「県外観光客入込・動態調査報告書」高知県観光部観光振興課より作成)

黒潮町ではホエールウォッチング開始当初の1990年代には乗船員ベースで2万人いたが、その後減少した(表1参照)。また以前には高知市近辺にもホエールウォッチング事業者があったが、現在は廃業している。高知県のホエールウォッチングの課題は、ニタリクジラの出現率が過去よりも低くなっていることであり、この状況から客足が減少している可能性がある。2019年の古市・加藤による調査では、出航回数112回のうち、土佐湾で鯨類が観察されたのは86回(76.8%)、そのうちニタリクジラが観察されたのは40回(35.7%)であった⁽⁶⁵⁾。また高知県では近年客層が変化して海外からの乗船客が増加している⁽⁶⁶⁾。

3. 2. ホエールウォッチングと倫理

パーソンズは、ホエールウォッチングが鯨に悪影響を与えることを指摘している。鯨のなかにはホエールウォッチングの船の往来に反応して、摂食や休息といった振る舞いを阻害するものもある。また、ホエールウォッチングの船との衝突による鯨の死亡事故を引き起こす可能性もある。このために、ホエールウォッチングに関するガイドラインの導入の必要性をパーソンズは指摘している⁽⁶⁷⁾。

1987年に設立された国際組織であるクジラ・イルカ保護協会(WDCS, the Whale and Dolphin Conservation Society)が「ホエールウォッチング・ガイドライン」で挙げるのは、「海の動物を観察するときは、安全、尊重、彼らに干渉しない距離に配慮することが大切」であり、「もっとも重要なルールとは、観察対象の動物たちの自然な行動を妨げないよう心がけ、追いかけて、十分な距離をおくこと」である⁽⁶⁸⁾。倫理的な観点からホエールウォッチングを考察するならば、全的な自然に属する鯨として接するというのがガイドラインで踏まえていると考えられる。WDCSのガイドラインには、鯨は水族館にいる「調教された芸達者なパフォーマー」ではなく、野生動物であり、「何が起こるかかわからない」ことがホエールウォッチングの醍醐味であると記載されている。対象となる鯨は人間に管理された動物ではなく、また人間も自然の中で大海の脅威に曝された生物にすぎない。したがって、動物を支配する特別な地位に人間をおくのではなく、自然に生かされている人間と鯨との相互的な関係性の中で、捕鯨、さらにはホエールウォッチングを倫理的に捉えていくことが求められる。

こうした中、日本でもホエールウォッチングのルール作りが進んでいる。2014年には鯨やイルカのウォッチング事業を行っている全国の関係者が生物に配慮した事業のルール作りを進めるため、初の全国組織「日本クジラ・イルカウォッチング協議会」が設立された。高知県黒潮町の大方遊漁船主会、小笠原ホエールウォッチング協会、沖縄県座間味村ホエールウォッチング協会など5団体が参加する⁽⁶⁹⁾。鯨の生態を理解しない業者が船を近づけ過ぎたり、追いかけてまわしたりケースがあることから、過度の接近を禁止するなどの共通ルールづくりや、レベルの高いガイドの養成に取り組むことが決定された。協議会の事務局を務める大方ホエールウォッチングは、小笠原ホエールウォッチング協会の自主ルールを参考にして自主ルールを制定している⁽⁷⁰⁾。自主ルールでは、ヒゲクジラの場合は300m手前から減速し、限界至近距離を100mとすること、鯨の進行方向を遮るような操船をしないこと、鯨から接近してきた場合、低速で離れるか停船状態とし100m以上離れるまでこの状態を保つことなどが定められている。

さらに、2019年に商業捕鯨が再開されたことから、高知県ではホエールウォッチングと商業捕鯨が両立できるかが問題となった。というのは、高知県でホエールウォッチングの対象であるニタリクジラは、商業捕鯨再開後の捕獲対象にもなったからである。ただし、高知沿岸のニタリクジラと、捕獲対象となった沖合のニタリクジラは、厳密には別種に分類される。ニタリクジラは、日本周辺では、太平洋沖合に分布する西部北太平洋系群と、体のサイズがやや小さい東シナ海～四国沿岸に分布する東シナ海系群が知られ、2003年以降、両系群は別種に分類する研究が報告されている。ホエールウォッチング対象である高知沿岸のニタリクジラは保護する必要性が認められている。それに対して、捕獲対象となるニタリクジラの捕獲可能水域として農林水産省が定めるのは、室戸岬から沖合約25キロ以上、足摺岬から約80キロ以上である⁽⁷¹⁾。

高知県のホエールウォッチング事業者は、ニタリクジラの商業捕鯨再開について危惧を抱いているものもあった。国内で唯一母船式捕鯨を担っている「共同船舶」(東京)は、千葉沖から岩手沖にかけて捕鯨を行っており、高知沖での捕獲実績はない。毎日新聞社の問い合わせに対して、共同船舶は「十分な量を確保できており、わざわざ高知沖に行く必要はない。カツオ漁やホエールウォッチング業者とあつれきを生むのも良くない。高知沖での操業予定は今のところありません」⁽⁷²⁾と回答している。日本の沖合で商業捕鯨が再開されるようになったことから、あるいは捕鯨の対象として、あるいはホエールウォッチングの対象として捉え、人間と鯨との歴史文化的背景を踏まえつつ、環境への影響を最小限にして保護を行いながら関わりかたを決定していく必要がある。

室戸市の佐喜浜を拠点にホエールウォッチングの船を運行している長岡友久さんは、20年間、捕鯨船で砲手として鯨を銃で撃っていた。大手の捕鯨会社に入社して砲手として約4000頭の鯨を仕留めた。しかし、捕鯨への風当たりが強まる一方で、1976年に勤務先を含む捕鯨6社が捕鯨部門を統合したのを機に佐喜浜に帰って漁師に戻った⁽⁷³⁾。長岡友久さんの話では、以前から捕鯨の再開をしてほしいという要望を出していたので、捕鯨の再開を喜んでいる。

自分は捕鯨を行っていたのでホエールウォッチングの仕事しながらこれがイルカ、これがゴンドウクジラだとお客さんに説明することができる。鯨が潮を吹いたり潜ったりするという鯨の生態もよく分かっているのでホエールウォッチングを行ってきたということである。長岡友久さんは捕鯨の経験を活かしてホエールウォッチングを営んでいる、持続可能なところで捕鯨は続けてほしいと語っている⁽⁷⁴⁾。このように高知では捕鯨文化を残しながら漁師が捕鯨の経験を活かしてホエールウォッチングを開始したのであり、捕鯨文化とホエールウォッチングを両立させていこうとするところにその特徴を見て取ることができる。

結び

西洋倫理学の観点からピーター・シンガーはIWCが「道徳的進歩」を遂げたといい、人間を中心として人間以外の動物にまで道徳的配慮の対象を広げることがを主張した。しかし、キリスト教思想の「存在の大きい連鎖」の中では、あらゆる生命と物質は階層構造になっており、神から始まり、天使、人間、動物、植物、鉱物へと下っていく⁽⁷⁵⁾。西洋では動物が天国に入ることは許されないとされたため中世以来のキリスト教カトリックでは、動物を殺すことは悪にならないとみなされてきた⁽⁷⁶⁾。このようなヒエラルキーの中では人間は動物よりも高次のものと捉えられ、人間から下位の種へと道徳の対象を広げることが「道徳的進歩」において考えられている。

それに対して日本では、鯨が人間に化けて夢枕に立つという民話が日本全国に見られるように動物と人間とは連続的な繋がりの中にある点が、西洋思想との相違である。日本人の土着の信仰は神道に仏教が融合されて形成されたものであり、鯨も人間同様に魂を持っているとみなされていた。西洋のようなヒエラルキーのもとに人間より下等なものとして鯨を位置づけるのではなく、人間と動物とを魂を持つ同等のものとしてみなして、自然のなかでともに生きる人間と鯨とのバランスの上に成立するのが日本の捕鯨文化であった。このために、出漁する際には、捕鯨者は特定の神社に参拝し、乗組員の家族が安全と漁の成功を海神に祈願していた⁽⁷⁷⁾。

捕鯨について、西洋倫理思想と日本思想を比較することで明らかになったのは、人間と動物、人間と神の間に歴然とした区別を設ける西洋思想と、両者を相互的な繋がりの中に見出す日本思想との相違である。このため、日本における捕鯨文化を理解するためには西洋倫理思想の枠組ではなく、日本の土着信仰および文化を背景としていることを踏まえて考察する必要がある。このように考えるならば、ピーター・シンガーも誰のものでもない観点から「種差別」批判を行っているために文化的背景を踏まえずに議論を行っていると考えられる。また、トム・レーガンが「種」ではなく「個体」としての権利を主張する際には、その「個体」が属する「種」、すなわち人間と鯨の属する種の間関係性を見落としていることになる。捕鯨およびホエールウォッチングを倫理的に考察するにあたっては、人間と動物との関係、さらに人間と人間、人間と超越的なものを含めた観点から、検討を行うことによって、全的な自然環境における鯨と人間相互のあり方を捉えることができると考える。

※本稿の作成にあたりましては、中道寺住職 児玉壽顕様、海蔵院様、NPO法人 黒潮実感センター神田優先生、大方ホエールウォッチング大迫綾美様、室戸市の長岡友久様に感謝申し上げます。

注

(1) 高橋順一『鯨の日本文化誌——捕鯨文化の航跡をたどる——』淡交社、1992年、52頁以降参照。

(2) 森岡孝治「土佐湾に於ける観鯨事業」(加藤秀弘編著『ニタリクジラの自然史-土佐湾にすむ日本の鯨』)平凡社、2000年、260-265頁参照。

- (3) cf. Harfeld, Jes Lynning “The Ethics of Whaling: Key Aspects of the Debate”, *Senri Ethnological Studies*, 104, 2021, pp. 319–330.
- (4) Bentham, Jeremy, *An introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Athlone Press, 1970, p. 283.
- (5) cf. Shrader-Frechette. K.S., *Environmental Ethics*, Rowman & Littlefield Publishers, 1981. p. 109. (ピーター・シンガー「動物の解放」, シュレーダー=フレchette編『環境の倫理』上, 晃洋書房, 1993年, 200頁参照)
- (6) cf. Garner, Robert, “Animal Welfare, Ethics and the Work of the International Whaling Commission”, *Journal of Global Ethics*, 7, 3, 2011, pp. 279–290.
- (7) cf. Singer, Peter. *Ethics in the Real World*. Princeton University Press. 2016. p. 47.
- (8) cf. Pinker, Steven, *The Better Angels of Our Nature: Why Violence Has Declined*, Penguin Books, 2011.
- (9) cf. Singer, Peter, “Whales are many things – but they are not a resource to be harvested”, *The Globe and Mail*, 2019.
- (10) 増谷文雄・梅原猛『知恵と慈悲〈ブツダ〉』角川書店, 1996年, 306頁参照.
- (11) 中村元『慈悲』講談社, 2010年, 59頁.
- (12) 中村元『慈悲』59–60頁参照.
- (13) 中村元『慈悲』181頁参照.
- (14) cf. Singer, Peter, *Animal Liberation*, Ecco, 2002. p. 10. (ピーター・シンガー『動物の解放』人文書院, 2011年, 32頁参照)
- (15) cf. Singer, Peter, *Animal Liberation*, pp. 18–19. (邦訳 41–42頁参照)
- (16) cf. Singer, Peter, *Animal Liberation*, p. 243. (邦訳 307頁参照)
- (17) cf. Shrader-Frechette. K.S., *Environmental Ethics*, Rowman & Littlefield Publishers, 1993. p. 109. (マイケル・A・フォックス「動物の解放」——一つの批判, シュレーダー=フレchette編『環境の倫理』上, 208頁参照).
- (18) cf. Williams, Bernard, *Ethics and the Limits of Philosophy*, Routledge Classics, p. 131. (バーナード・ウィリアムズ『生き方について哲学は何が言えるか』筑摩書房, 2020年, 236–237頁参照).
- (19) cf. Regan, Tom, *The Case for Animal Rights*, Regents of University of California, 1983, p. 360. (トム・レーガン「動物の権利の擁護論」, 小原秀雄監修『環境思想の多様な展開』東海大学出版会, 1995年, 33頁参照).
- (20) cf. Regan 1983, p. 243.
- (21) cf. Frost, Sir Sidney 1979. *The Whaling Question* (The Inquiry by Sidney Frost of Australia), San Francisco: Friends of the Earth, 1979. p. 152.
- (22) Marino, L., M. D. Uhen, N. D. Pyenson, and B. Frohlich, “Reconstructing Cetacean Brain Evolution Using Computed Tomography.” *The Anatomical Record Part B: The New Anatomist: An Official Publication of the American Association of Anatomists* 272(1), 2003, pp. 107–117.
- (23) cf. Jamieson, D., & Regan, T. (1984). “Whales are not cetacean resources”. In M.W. Fox & L.D. Mickley (Eds.), *Advances in animal welfare science* 1984/85, pp. 101–111. Washington, DC: The Humane Society of the United States.

- (24) 中原史生「社会」, 『鯨類学』東海大学出版会, 2008年, 240頁参照.
- (25) 中原史生「社会」, 『鯨類学』264頁参照.
- (26) Whitehead, H., *Sperm Whales: Social Evolution in the Ocean*. Chicago, University of Chicago Press. 2003.
- (27) cf. Jamieson, D., & Regan, T., “Whales are not cetacean resources” .
- (28) cf. *Small-type coastal whaling in Japan : report of an international Workshop*, (Occasional publication (Boreal Institute for Northern Studies), no. 27) Boreal Institute for Northern Studies : Japan Social Sciences Association of Canada, 1988. フリーマン著, 高橋 順一他訳『くじらの文化人類学』海鳴社, 1989年, 165-166頁.
- (29) 同上.
- (30) 岸上伸啓編『捕鯨と反捕鯨のあいだに 世界の現場と政治・倫理的問題』臨川書店, 2020年, 18頁参照.
- (31) 田口理恵・関いずみ・加藤登「魚類への供養に関する研究」, 『東海大学海洋研究所研究報告』第32号, 2011年参照.
- (32) 柴達彦『鯨一代』青英舎版, 1986年, 357頁参照.
- (33) 「鯨を神として崇拝したことが, 石川県石川郡, 高知県幡多郡, 安芸郡室戸などの漁村でみられたことは事実であろう」(小松和彦責任編集『異人・生贄』河出書房新社, 2001年, 261頁)とされている.
- (34) 若林明彦「環境主義思想における動物権利論と動物供養の意義」『宗教研究』77巻4号, 2004年, 185頁.
- (35) 江間三恵子「江戸時代における獣鳥肉類および卵類の食文化」『日本食生活学会誌』第23巻4号, 2013年参照.
- (36) 日高旺『黒潮の文化誌』南方新社, 2005年, 145-146頁参照.
- (37) 『鯨の郷・土佐 : くじらをめぐる文化史』高知県文化財団 歴史民俗資料館編, 1992年参照.
- (38) 『日本民俗学辞典』昭和書房, 1933年参照.
- (39) 細川隆雄監修/宮脇和人著『鯨塚からみえてくる日本人の心—豊後水道海域の鯨の記憶をたどって』農林統計出版, 2008年, 215頁以降参照.
- (40) 寺石正路『土佐好古史談』日新館, 1927年, 22頁参照.
- (41) 細川隆雄監修/宮脇和人著『鯨塚からみえてくる日本人の心—豊後水道海域の鯨の記憶をたどって』農林統計出版, 2008年, 204頁参照.
- (42) 「土佐津呂組捕鯨聞書」, 谷川健一編『鯨イルカの民俗 【日本民俗文化資料集成 第18巻】』三一書房, 1997年, 110頁参照.
- (43) 室戸市史編集委員会編『室戸市史 下巻』室戸市, 1989年, 158頁参照.
- (44) 『高知県歴史辞典』高知市民図書館, 1980年, 672頁参照.
- (45) 『土佐室戸浮津組捕鯨実録』アチックミュージアム彙報 第35, 1938年, 39頁参照.
- (46) 多田運『室戸市の民話・伝説』室戸市教育委員会, 2017年, 40頁以降参照.
- (47) 若林明彦「宗教的コスモロジーにおける神, 人間, 動物 : 環境思想としての動物権利論と動物供養の意義」『人間環境論集』5巻1号, 2005年, 57頁.
- (48) 伊勢田哲治「動物福祉と供養の倫理」, 『関西実験動物研究会会報』2016年参照.
- (49) 『土佐清水市史 下巻』土佐清水市, 1980年, 822頁参照.
- (50) 『土佐室戸浮津組捕鯨史料』アチックミュージアム彙報 第36, 1939年, 35頁.

- (51) 『高知県歴史辞典』高知市民図書館, 1980年, 79頁参照.
- (52) 森田勝昭『鯨と捕鯨の文化史』名古屋大学出版会, 1994年, 161頁以降参照.
- (53) 柴達彦『鯨一代』青英舎版, 1986年, 357頁参照.
- (54) 『えびすの世界 全国エビス信仰調査報告書』成城大学大学院文学研究科日本常民文化専攻 田中宣一研究室, 2003年, 3頁参照.
- (55) 栢島の聞き取り調査より.
- (56) 寺内正路『土佐名勝志』富士越書店, 1921年, 350-351頁参照.
- (57) 黒田矩彰『ふるさと栢島』ふるさと栢島発行委員会, 1982年, 41頁参照.
- (58) 中山太郎『日本民俗学 神事編』大岡山書店, 1930年, 391頁参照.
- (59) エリック・ホイット著『ホエールウォッチングへの招待 日本, 香港, 台湾, 韓国』クジラ・イルカ保護協会, 2005年参照.
- (60) cf. Hoyt Erich, *Whale Watching 2001: Worldwide Tourism Numbers, Expenditures, and Expanding Socioeconomic Benefits*, A special report from the International Fund for Animal Welfare. 2001.
- (61) 福島義之『土佐の祭りと文化 赤岡・安芸・室戸編』文芸社, 2004年, 130頁参照.
- (62) 若林良和「高知県南西部における地域漁業の変貌とホエールウォッチング事業の確立——幡多郡大方町を事例とする『海業』議論に向けた基礎的検討——」, 『高知大学教育学部研究報告』第61号, 2001年参照.
- (63) 「日本におけるホエールウォッチング, イルカウォッチングの現状」特定非営利活動法人 日本エコツアーリズム協会, 2016年, 18頁参照.
- (64) 「ホエールウォッチング事業への取組み—都市近郊型漁業の創出—」(USA ホエールウォッチング協会 副会長 鳴滝丈泰) 全国漁業協同組合連合会, 全国青年・女性漁業者交流大会資料, 高知県, 1997年参照.
- (65) 古市知・加藤元海「土佐湾のホエールウォッチングにおける鯨類の出現——確率の季節変化と出現場所の特徴」, 『黒潮圏科学 (Kuroshio Science)』, 12-2, 2019年, 141頁-147頁参照.
- (66) 「日本におけるホエールウォッチング, イルカウォッチングの現状」19頁参照.
- (67) cf. Parsons, E. C. M., “The Negative Impacts of Whale-Watching”, *Journal of Marine Biology*, volume, 2012.
- (68) エリック・ホイット著『ホエールウォッチングへの招待 日本, 香港, 台湾, 韓国』クジラ・イルカ保護協会, 2005年参照.
- (69) 「東京新聞」2014年5月23日.
- (70) 大方ホエールウォッチング聞き取り調査より.
- (71) 「高知新聞」2019年7月6日参照.
- (72) 「毎日新聞」2020年9月7日, 高知版.
- (73) 「毎日新聞」2020年10月6日参照.
- (74) 室戸市の長岡友久氏への聞き取り調査から.
- (75) cf. Lovejoy, Arthur O., *The Great Chain of Being: A Study of the History of an Idea*, Routledge, 2017.
- (76) 中村元『慈悲』147頁参照.
- (77) 高橋順一『鯨の日本文化誌——捕鯨文化の航跡をたどる——』淡交社, 1992年, 51頁以降参照.

令和3年(2021)10月22日受理

令和3年(2021)12月31日発行

